

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問 6（情）第 1 号）

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書について一部を不開示とした決定は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求

審査請求人は、令和 5 年 11 月 10 日付けで、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、〇〇年に〇〇が〇〇市で行う予定だったイベントについて行った事前相談のためのやり取りのメール及び当該メールでのやり取りの際に〇〇から送信されたメールのメールヘッダについて、行政文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、次のとおり行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和 5 年 11 月 27 日付けで審査請求人に通知した。

(1) 対象文書

広島県と〇〇担当者との間で行われた電子メールのやり取りの写し（以下「本件対象文書」という。）

(2) 不開示箇所及び不開示理由

ア 県担当者のメールアドレスの一部（条例第 10 条第 6 号（行政執行情報））

イ 〇〇の担当者名、メールアドレス及び連絡先電話番号（条例第 10 条第 2 号（個人情報））

ウ 当該メールデータが保存されているファイルサーバの場所（条例第 10 条第 6 号）

3 審査請求 審査請求人は、令和6年1月16日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

- (1) 個人名について以下の人名であれば開示せよ。
 - ・ ○○○○
 - ・ ○○○○
 - ・ ○○○○
 - ・ 一般的に“○○○○”と読める苗字の者の苗字
- (2) メールアドレスのドメイン（@以下）を開示せよ。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 広島県は条例の第10条2項（原文ママ）を根拠として担当者名とメールアドレスを不開示とした。
- (2) まずドメインであるが、個人が取得したことが明らかなものならばまだしも、そのようなものでない（例えば○○（任意団体）のドメイン○○○.com や gmail.com、docomo.ne.jp などのフリーアドレス等や通信プロバイダのドメイン）は開示が妥当であると考えられる。
- (3) また、上記1(1)の人名については、劇場版「○○」（現在サブスクリプションサービスにて配信中）のスタッフロールに氏名が掲載されていること、○○（○○が法人化したもので○○と同じ住所）の○○○○氏が特許庁の応対記録（j-platpat により誰でも閲覧可能）に名前を残していることから、これらの人物については法令や慣行による公開がなされているものであり、公開が妥当と考える。なお、これらの人物でないことを示したことにより非開示部分の内容が容易に推定されることはない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分の具体的理由

審査請求人が令和5年11月10日付けで行った本件請求に対し、対象文書を特定し、次のとおり開示しない部分があるとして本件処分を行った。

(1) 条例第10条第2号に該当

ア 開示しない部分

〇〇の担当者名、メールアドレス及び連絡先電話番号

イ 理由

不開示とした担当者名等の情報は、法人や法人の代表者、役員に関する情報ではなく、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、もしくは識別され得るものであるため。

(2) 条例第10条第6号に該当

ア 開示しない部分

- ・県担当者のメールアドレスの一部
- ・当該メールアドレスが保存されているファイルサーバの場所

イ 理由

県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるため。

なお、開示した県担当者のメールアドレスのドメインは、当該アドレスが県職員のものであることが明らかであり、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないため、開示したものである。

2 審査請求人の主張

審査請求人は、条例第10条第2号を根拠とする本件処分のうち、不開示部分について、次のとおり開示が妥当であると主張する。

(1) 不開示となった〇〇の担当者のメールアドレスに含まれるドメインが、

〇〇（任意団体）のドメイン、もしくはフリーアドレス等又は通信プロバイダのドメインであれば、ドメインは開示が妥当である。

- (2) 不開示となった〇〇の担当者名が、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇のいずれかである場合、当該3名は、現在サブスクリプションサービスにて配信中の劇場版「〇〇」のスタッフロールに氏名が記載され、すでに公開されているものであるから、開示が妥当である。
- (3) 不開示となった〇〇の担当者名が「〇〇〇〇」と読める苗字の者に該当する場合、当該人物が掲載された資料が、特許庁の対応記録として j-platpat(特許情報プラットフォームサイトと推量される。)で閲覧可能であるから、開示が妥当である。
- (4) 不開示となった〇〇の担当者名が(2)又は(3)の人物ではない場合は、その事実を示すこと。当該事実を示すことによっても、当該不開示情報の内容が容易に推定されることはない。

3 審査請求人の主張に対する本件処分の妥当性について

(1) 2(1)について

メールアドレスは原則として、条例第10条第2号に規定する個人情報に該当し、不開示情報となる。一方、条例第11条第1項は、不開示情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、当該行政文書の開示をしなければならないとし、さらに条例第11条第2項は、個人情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、同条第1項の規定を適用して、当該部分を除いた部分の開示をしなければならないとしている。

メールアドレスは、ユーザー名及びドメイン名から特定の個人を識別することができる場合(例:hiroshima_taro@example.com)は、それ自体が単独で、個人情報に該当する。また、これ以外の場合でも、他の情報と照

合することにより、特定の個人を識別することができる場合、当該情報とあわせて全体として個人情報となり得る。

さらに、仮にメールアドレスをドメイン名とそれ以外の部分とに分離し、ドメイン名を開示した場合、サーバや通信事業者等が公になることにより、個人の権利利益が害されるおそれがある。

したがって、審査請求人が主張する、メールアドレスをドメイン名とそれ以外の部分とに分離し、ドメイン名を開示することは、「公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる」とまでは言えず、分離して開示すべき要件は満たさない。

なお、本件処分では、県職員のメールアドレスのドメインは、県が組織的に使用しているものであり、開示されたとしても個人の権利利益が害されるわけではないため、開示した。

(2) 2(2)、(3)及び(4)について

不開示とした担当者名等の情報は、法人や法人の代表者、役員に関する情報ではなく、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、もしくは識別され得るものである。

そもそも、行政文書開示請求は、請求内容の対象となる行政文書の開示を請求する制度であって、特定の人物名や文言等が、対象となる行政文書に記載されているか否かの確認を求める制度ではない。

したがって、審査請求人の主張する、

- ・不開示となった〇〇の担当者名が、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇のいずれか
- ・不開示となった〇〇の担当者名が「〇〇〇〇」と読める苗字の者に該当するか
- ・不開示となった〇〇の担当者名が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、「〇〇〇〇」と読める苗字の人物ではないか

については、回答する必要がない。

以上により、本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、〇〇年に〇〇が〇〇市で行う予定だったイベントについて行った事前相談のためのやり取りのメール及び当該メールでのやり取りの際に〇〇から送信されたメールのメールヘッダの開示を求めたものである。

実施機関は、本件請求に対し、広島県と〇〇担当者との間で行われた電子メールのやり取りの写しを本件対象文書として特定し、本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書に記載された〇〇担当者の氏名及びメールアドレスのドメイン部分の開示を求めていることから、以下、当該不開示部分の妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 〇〇担当者の氏名の条例第10条第2号の不開示情報該当性について

ア 審査請求人は、審査請求書において、特定の映画のスタッフロール及び産業財産権情報の検索サイトである J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）（以下「本件ウェブサイト」という。）に記載されている特定の人物名を示し、本件対象文書に記載された〇〇の担当者が審査請求書において示した人物であれば、当該担当者の氏名については、法令や慣行による公開がなされているため開示すべきであると主張している。

当審査会において確認したところ、本件ウェブサイトには、株式会社〇〇からの相談に対する特許庁の対応記録が掲載されており、当該対応記録には、株式会社〇〇の担当者の氏名が記載されていた。

イ 一方、実施機関は、行政文書開示請求は請求内容の対象となる行政文書の開示を請求する制度であって、特定の人物名や文言等が対象となる行政文書に記載されているか否かの確認を求める制度ではないため、本件対象文書に記載された〇〇の担当者が審査請求人の示した人物であるかどうかについては、回答する必要がないと主張している。

ウ 条例第10条第2号のただし書イにおいて、「法令又は条例等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、不開示とするべき個人情報に該当しないとされている。

しかしながら、当審査会として特定の映画のスタッフロールの内容を

閲覧することはできないものの、一般的に映画のスタッフロールに記載される氏名は映画の関係者として記載されているものであり、本件対象文書のメールのやり取りを行った担当者として記載されているものではない。

また、本件ウェブサイトに記載されている氏名は、特許庁への相談を行った株式会社〇〇の担当者として記載されているものであり、本件対象文書のメールのやり取りを行った担当者として記載されているものではない。

よって、特定の映画のスタッフロール及び本件ウェブサイトの本件対象文書に記載された〇〇の担当者の氏名が含まれていたとしても、本件対象文書のメールのやり取りを行った担当者であるとはいえないため、本件対象文書に記載された〇〇の担当者の氏名が公にされているとはいえない。

エ したがって、〇〇の担当者の氏名は、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められ、不開示とすることが妥当である。

(2) 〇〇担当者のメールアドレスのドメイン部分の条例第10条第2号の不開示情報該当性について

ア 審査請求人は、審査請求書において、任意団体のドメイン、フリーアドレス等及び通信プロバイダのドメインのように個人が取得したことが明らかではないドメインについては開示すべきであると主張している。

イ 一方、実施機関は、メールアドレスをドメイン名とそれ以外の部分とに分離してドメイン名を開示した場合、サーバや通信事業者等が公になることにより個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとまでは言えないため、分離して開示すべき要件は満たさないと主張している。

当審査会において、ドメイン名を開示することにより生じる個人の権利利益が害されるおそれについて実施機関に確認したところ、〇〇の担当者のメールアドレスに含まれるドメイン名は組織的なものではなく、同機関の全スタッフが同じドメイン名を有したメールアドレスを使用

していると断定し難いことから、当該担当者のメールアドレスのドメイン名の公開によって、他の情報との照合等で個人が特定される可能性を否定できず、当該担当者の個人情報漏えいすることにより個人の権利利益が害されるおそれがあるとのことであった。

ウ 条例第 11 条第 2 項において、「開示請求に係る行政文書に前条第 2 号に該当する情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と規定されている。

また、一体的な情報に係る不開示情報とそれ以外の情報との分離については、「非公開情報に該当する独立した一体的な情報」をどの範囲で捉えるかの判断は、「非公開情報が存在している状態や当該情報の目的、性質及び内容等を総合的に考慮した上、社会通念に従って個別具体的に判断するのが相当である」（令和元年（行ウ）第 1 号山口地裁令和 4 年 10 月 5 日判決、季報情報公開・個人情報保護第 89 号 43 頁参照）と解されている。

エ これを本件についてみると、メールアドレスは、ドメイン部分を公開することにより、メールアドレス全体が推測されやすくなるおそれも否定できず、@ 及びドメイン部分を含め独立した一体的な情報と考え、不開示とすることが妥当である。

オ したがって、〇〇担当者のメールアドレスのドメイン部分は、条例第 10 条第 2 号の不開示情報に該当するものと認められ、不開示とすることが妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 6 年 4 月 12 日	・ 諮問を受けた。
令和 6 年 10 月 28 日 (令和 6 年度第 6 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 6 年 11 月 25 日 (令和 6 年度第 7 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁 (部 会 長)	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
中 矢 礼 美	広島大学大学院教授